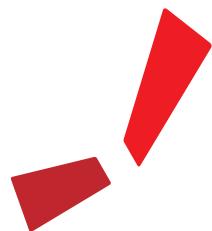


むすぶ。ひらく。



中部電力

第98期 定時株主総会招集ご通知

日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時

場所

名古屋市東区東桜二丁目6番30号
ひがしさくら
東桜会館

(裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)

招集ご通知がスマホでも！



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/9502/>



証券コード 9502

必ずお読みください

株主総会の開催にあたり、できる限りの新型コロナウイルス感染防止対策を行いますが、感染リスクをゼロにすることは難しい状況にあります。

本来であればご出席くださるようご案内申しあげるところですが、株主さまのご健康を守るとともに、新型コロナウイルス拡散を防止するため、**極力事前の議決権行使をお願いいたします。**

また、**株主さまを対象に、株主総会の様子をインターネットを通じてご視聴いただけるようライブ配信を行います**ので、ぜひご利用ください(便利で簡単なインターネットによる議決権行使、およびライブ配信の詳細については、3, 4頁および同封のリーフレットをご覧ください)。

粗品のご用意はありません。

目次

第98期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類(議案および参考事項)	5
添付書類	
事業報告	27
連結計算書類	53
計算書類	55
監査報告書	57

中部電力株式会社

株 主 各 位

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役会長 勝 野 哲

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

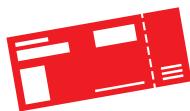
なお、当日ご欠席の場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(5頁から24頁まで)をご検討くださいませ、**2022年6月27日(月曜日)午後5時40分までに、議決権をご行使ください**ますようお願い申し上げます。

また、当社ホームページ (https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/) に報告事項説明ビデオを掲載するとともに、株主さまを対象に、株主総会の様子をインターネットを通じてご視聴いただけるようライブ配信を行いますので、ぜひご利用ください。

敬 具

議決権行使について

当日ご出席
される方へ



書面の郵送により
議決権を
行使される方へ



インターネット等
により議決権を
行使される方へ



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**上記の行使期限**までに到着するよう折り返しご送付ください。

なお、ライブ配信をご視聴される場合は、議決権行使書を投函する前に、ログインIDおよび仮パスワードをお控えください。

「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」(3頁)および同封のリーフレットをご参照のうえ、**上記の行使期限**までにご送信ください。

1 日 時	2022年6月28日（火曜日）午前10時
2 場 所	名古屋市東区東桜二丁目6番30号 <small>ひがしざくら</small> 東桜会館
3 目的事項	<p>報告事項 (1) 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>(2) 第98期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 く 会社提案（第1号議案から第4号議案まで）</p> <p>第1号議案 剰余金の配当の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役9名選任の件</p> <p>第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件</p> <p>く 株主（77名）からのご提案（第5号議案から第8号議案まで）</p> <p>第5号議案 定款一部変更の件（1）</p> <p>第6号議案 定款一部変更の件（2）</p> <p>第7号議案 定款一部変更の件（3）</p> <p>第8号議案 定款一部変更の件（4）</p> <p>く 株主（2名）からのご提案（第9号議案）</p> <p>第9号議案 定款一部変更の件</p>
4 招集にあたっての決定事項等	<p>(1) 議決権の代理行使 代理人の資格、数につきましては、議決権を有する当社の他の株主さま1名とさせていただきます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。</p> <p>(2) インターネット開示 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、当社ホームページ（https://www.chuden.co.jp/ir/ir_kabunushi/ir_sokai/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が各監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。</p> <p>① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」</p> <p>② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」</p> <p>③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」</p> <p>(3) 株主総会参考書類などを修正した場合の周知方法 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項について、当社ホームページ（https://www.chuden.co.jp/）の「重要なお知らせ」に掲載いたします。</p>

以上

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

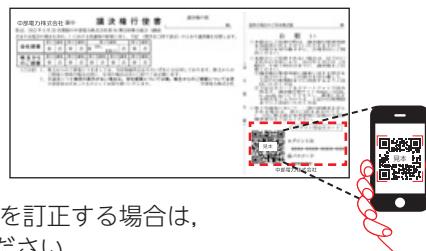
行使期限：2022年6月27日（月曜日）午後5時40分まで

オススメ

1. 「QRコード行使」による方法

スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載された「QRコード」を読み取ることで簡単に議決権行使を行うことができます。

※QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使内容を訂正する場合は、下記「2. ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。



2. ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスして、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力し、新しいパスワードを設定することで議決権行使することができます。

機関投資家の方へ

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

ご注意事項

- ※午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる議決権行使を複数回実施された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※株主さまのインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によってはご利用いただけない場合がございます。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となります。

【システムなどに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話（通話料無料）0120-173-027 [受付時間：午前9時から午後9時まで]

株主総会ライブ配信のご案内

株主総会の様子をインターネットを通じてライブ配信いたします。パソコン、タブレット端末、スマートフォンでご視聴いただけますので、ぜひご利用ください。

1. ライブ配信日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時から株主総会終了まで

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

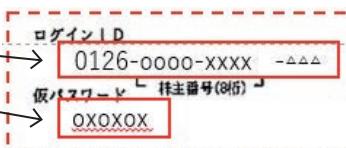
2. ご視聴方法

次のURLまたはQRコードを用いて、ライブ配信のログインページにアクセスいただき、**ご自身の議決権行使書用紙に記載されている①および②の英数字**をご入力ください。詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

URL：<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>

QRコード：

① ログインID



② パスワード

ID・パスワードに関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 0120-676-808（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

ご注意事項

※ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席と認められません。このため、ライブ配信のご視聴を通じて、ご質問、議決権行使、および動議を行うことはできません。議決権行使をされる場合は、行使期限までに事前の議決権行使をお願いいたします。

※ライブ配信のご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。

※写真撮影、録音、録画行為およびSNSなどでの公開は固くお断りします。

※ライブ配信のご視聴では大量のデータ（パケット）通信が行われます。ご視聴に係る通信料金などは、株主さまのご負担となります。

※ご使用の機器やインターネット接続環境により、映像や音声に不具合が生じ、ご視聴いただけない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※何らかの事情により、ライブ配信を行わない場合があります。その際には当社ホームページ上でお知らせいたします。

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株主総会参考書類（議案および参考事項）

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。株主還元につきましては、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元を努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

当期の業績は、期ずれ差損益の悪化や電力市場価格高騰に伴う電源調達コストの増加などから、親会社株主に帰属する当期純損益は損失となりましたが、期末配当金につきましては、上記の考え方にもとづき、中間配当金と同様、1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額18,915,964,200円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますので、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 変更定款案第15条第1項は、株主総会参考書類等について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更定款案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更定款案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを使用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員が任期満了となりますので、あらためて取締役9名の選任をお願いいたすものであります。

なお、公正・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	2021年度の実績
1	かつ 勝の野 さとる 哲 再任	代表取締役会長	16/16回
2	はやし 林 きんご 吾 再任	代表取締役社長 社長執行役員	16/16回
3	みず 水 たに ひとし 仁 再任	代表取締役 副社長執行役員	16/16回
4	い 伊 とう 藤 ひさ 久 のり 徳 再任	取締役 副社長執行役員	13/13回
5	い 伊 はら 一 郎 再任	代表取締役 専務執行役員	13/13回
6	はし 橋 もと たか ゆき 之 再任 社外 独立	社外取締役	16/16回
7	しま 嶋 お 尾 ただし 正 再任 社外 独立	社外取締役	16/16回
8	くり 栗 はら みつ え 美津枝 再任 社外 独立	社外取締役	16/16回
9	く 工 どう 藤 よう 子 新任 社外 独立	—	—

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号

1

かつ
の
勝 野

(1954年6月13日生)

さとの
哲

再任

所有する
当社株式の数

37,443株

2021年度の取締役会への出席状況 16/16回 (100%)

<略歴、地位および担当>

- 1977年 4月 当社入社
- 2007年 7月 当社常務執行役員 東京支社長
- 2010年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長
- 2013年 6月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営戦略本部長
- 2015年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員
- 2020年 4月 当社代表取締役会長 (現在に至る)

**<取締役候補者とした理由>**

勝野哲氏は、これまで当社東京支社長、経営戦略本部長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

2

はやし
林

(1961年1月9日生)

きん
ご
欣 吾

再任

所有する
当社株式の数

23,760株

2021年度の取締役会への出席状況 16/16回 (100%)

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社執行役員 東京支社長
- 2018年 4月 当社専務執行役員 販売カンパニー社長
- 2018年 6月 当社取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長
- 2020年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る)

**<取締役候補者とした理由>**

林欣吾氏は、これまで当社東京支社長、販売カンパニー社長、社長執行役員などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

3

みず たに ひとし
水谷 仁
(1962年3月22日生)

再任

所有する
当社株式の数 16,951株

2021年度の取締役会への出席状況 16/16回 (100%)

<略歴、地位および担当>

1984年 4月 当社入社
2018年 4月 当社常務執行役員 名古屋支店長
兼 電力ネットワークカンパニー名古屋支社長
2020年 4月 当社専務執行役員 経営管理本部長
2020年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 経営管理本部長
2021年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO
2022年 4月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 CFO
統括CKO (現在に至る)

(注) CFO : Chief Financial Officer, 統括CKO : 統括 Chief Kaizen Officer



<取締役候補者とした理由>

水谷仁氏は、これまで当社名古屋支店長、経営管理本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

4

いとう ひさのり
伊藤 久徳
(1962年4月27日生)

再任

所有する
当社株式の数 11,018株

2021年度の取締役会への出席状況 13/13回 (100%)

<略歴、地位および担当>

1985年 4月 当社入社
2016年 4月 当社執行役員 電力ネットワークカンパニー 工務部長
2018年 4月 当社執行役員 東京支社長
2021年 4月 当社専務執行役員 経営戦略本部長 CIO
2021年 6月 当社取締役 専務執行役員 経営戦略本部長 CIO
2022年 4月 当社取締役 副社長執行役員 人材戦略室統括、経営戦略本部長
CIO (現在に至る)

(注) CIO : Chief Information Officer



<取締役候補者とした理由>

伊藤久徳氏は、これまで当社電力ネットワークカンパニー工務部長、東京支社長、経営戦略本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号

5

い はら いち ろう
伊 原 一 郎

(1961年1月29日生)

再任

所有する
当社株式の数

9,228株

2021年度の取締役会への出席状況 13/13回 (100%)

<略歴、地位および担当>

- 1984年 4月 当社入社
 - 2015年 7月 当社執行役員 浜岡原子力総合事務所 浜岡原子力発電所長
 - 2017年 4月 当社執行役員 原子力本部 原子力部長
 - 2021年 4月 当社専務執行役員 原子力本部長 兼 原子力部長 CNO
 - 2021年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 原子力本部長 兼 原子力部長 CNO
 - 2022年 4月 当社代表取締役 専務執行役員 原子力本部長 CNO (現在に至る)
- (注) CNO : Chief Nuclear Officer

**<取締役候補者とした理由>**

伊原一郎氏は、これまで当社浜岡原子力発電所長、原子力部長、原子力本部長などを歴任し、当社事業に精通しており、経営諸課題を解決するに十分な能力を有し、ステークホルダーから信頼され企業価値向上に資する経営を行うことができると考えられることから、取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。

候補者番号
6

はし もと たか ゆき
橋 本 孝 之
(1954年7月9日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数

4,685株

2021年度の取締役会への出席状況 16/16回 (100%)
社外取締役としての在任期間 6年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

1978年 4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2000年 4月 同社取締役
2003年 4月 同社常務執行役員
2007年 1月 同社専務執行役員
2008年 4月 同社取締役 専務執行役員
2009年 1月 同社代表取締役 社長執行役員
2012年 5月 同社取締役会長
2014年 4月 同社会長
2015年 1月 同社副会長
2016年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
2017年 5月 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 (現在に至る)
2019年11月 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役
株式会社山城経営研究所代表取締役社長
カゴメ株式会社社外取締役
株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役
デロイトトーマツ合同会社および有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

橋本孝之氏は、長年にわたり日本アイ・ビー・エム株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

橋本孝之氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号
7しま お 尾
嶋 尾
ただし
正
(1950年2月2日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者所有する
当社株式の数

7,459株

2021年度の取締役会への出席状況 16/16回 (100%)
社外取締役としての在任期間 3年 (本総会終結時)**<略歴および地位>**

1973年 4月 大同製鋼株式会社（現大同特殊鋼株式会社）入社
 2004年 6月 同社取締役
 2006年 6月 同社常務取締役
 2009年 6月 同社代表取締役副社長
 2010年 6月 同社代表取締役社長
 2015年 6月 同社代表取締役 社長執行役員
 2016年 6月 同社代表取締役会長（現在に至る）
 2019年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

**<重要な兼職の状況>**

大同特殊鋼株式会社代表取締役会長

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

嶋尾正氏は、長年にわたり大同特殊鋼株式会社の経営に携わるなど、経営の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の豊富な知識と経験を活かし、主に企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

嶋尾正氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

候補者番号

8

く り は ら み つ え
栗 原 美津枝

(1964年4月7日生)

再任

社外取締役候補者
独立役員候補者

所有する
当社株式の数

0株

2021年度の取締役会への出席状況 16/16回 (100%)
社外取締役としての在任期間 2年 (本総会終結時)

<略歴および地位>

- 1987年 4月 日本開発銀行 (現株式会社日本政策投資銀行) 入行
- 2008年 6月 米国スタンフォード大学国際政策研究所 (派遣)
- 2010年 6月 株式会社日本政策投資銀行財務部次長
- 2011年 5月 同行企業金融第4部医療・生活室長
- 2013年 4月 同行企業金融第6部長
- 2015年 2月 同行常勤監査役
- 2020年 6月 当社社外取締役 (現在に至る)
- 2020年 6月 株式会社日本政策投資銀行退行
- 2020年 6月 株式会社価値総合研究所代表取締役会長 (現在に至る)



<重要な兼職の状況>

- 株式会社価値総合研究所代表取締役会長
- 住友林業株式会社社外取締役

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

栗原美津枝氏は、過去に株式会社日本政策投資銀行でファイナンス、M&A、財務等の業務に携わるほか、現在は株式会社価値総合研究所の経営に携わるなど、ファイナンス、M&A、財務、経営分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に投資、ファイナンス、財務、企業経営者の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

栗原美津枝氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

0株

所有する
当社株式の数社外取締役候補者
独立役員候補者

新任

く どう よう こ
工 藤 陽 子
(1961年11月30日生)候補者番号
9**<略歴および地位>**

- 1982年 4月 大成火災海上保険株式会社
(現損害保険ジャパン株式会社) 入社
- 1989年 6月 同社退社
- 1993年 9月 プライスウォーターハウス
(現プライスウォーターハウスクーパース) 入所
- 1996年11月 同所退所
- 1996年12月 アーンスト・アンド・ヤング入所
- 2005年 4月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 出向
- 2006年 1月 同法人転籍
- 2006年 5月 同法人プリンシパル (現在に至る)
- 2020年 7月 同法人品質管理本部非監査契約審査部長 (現在に至る)

**<重要な兼職の状況>**

EY新日本有限責任監査法人品質管理本部非監査契約審査部長

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

工藤陽子氏は、長年にわたり日米の大手会計事務所では会計監査、財務会計アドバイザリーサービス等の業務に携わるなど、会計・財務分野における専門的な知識と豊富な経験を有していることから、社外取締役として適任であると判断し、候補者とするものであります。同氏には、上記の専門的な知識と豊富な経験を活かし、主に会計・財務分野の見地から、取締役会および指名・報酬等検討会議などにおいて発言をいただくとともに、独立した立場から監督していただくことを期待しています。

<独立性について>

工藤陽子氏は、当社が上場する各金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は同氏を独立役員の候補者として届け出ております。

-
- (注) 1 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
- 2 伊藤久徳、伊原一郎の各氏の取締役会への出席状況については、2021年度中、2021年6月25日就任後に開催した取締役会を対象に記載しております。
- 3 工藤陽子氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。また、当社は橋本孝之、嶋尾正、栗原美津枝の各氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認可決された場合には、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
- 4 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- 5 橋本孝之氏が2015年6月から2019年6月まで社外監査役として在任していた株式会社IHIは、民間航空機エンジン整備事業における不適切な取扱いに関し、2019年3月に経済産業省より、認可を受けた修理の方法によって修理をするよう航空機製造事業法にもとづく命令を受け、また同年4月に国土交通省より、航空法にもとづく業務改善命令を受けました。
- 同氏は事前に当該事実を認識しておりませんでした。当該事実が判明する以前より豊富な経験と高い識見にもとづき法令遵守や内部統制の重要性について提言を行ってまいりました。当該事実の判明後は、事実関係等の調査の進捗について逐次報告を受けて状況を把握し、安全性に対する影響を速やかに調査すること、再発防止に向けた適切な措置を講ずること、コンプライアンスのさらなる強化および徹底を求めるなど、その職責を果たしております。
- 6 工藤陽子氏は、2022年6月23日をもってEY新日本有限責任監査法人を退所する予定であります。
- 7 社外役員の独立性判断基準については、17頁をご参照ください。

(ご参考)

当社は、取締役会の構成、規模について、取締役会における審議の充実、経営の迅速な意思決定、取締役に対する監督機能および中部電力グループ経営ビジョン2.0に掲げる「変わらぬ使命の完遂」と「新たな価値の創出」の達成や「脱炭素社会実現」への貢献など経営諸課題を総合的に勘案したうえで、各取締役の知識、能力、専門分野、実務経験などのバランスも踏まえ決定しています。本議案が承認可決されますと、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏名	当社における地位	取締役および監査役に求める専門性および経験							
		経	財	法	リ	技	D	マ	国
かつの野 哲 <small>さとし</small>	代表取締役会長	●			●	●			
はやし林 欣吾 <small>きんご</small>	代表取締役社長 社長執行役員	●					●		
みず水 谷 仁 <small>ひとし</small>	代表取締役 副社長執行役員	●	●	●					
いとう伊藤 久徳 <small>ひさのり</small>	取締役 副社長執行役員				●	●	●		
いはら伊原 一郎 <small>いちろう</small>	代表取締役 専務執行役員					●			
はし橋本 孝之 <small>ゆき</small>	社外取締役	●					●		●
しま嶋 尾 正 <small>ただし</small>	社外取締役	●						●	●
くり原 美津枝 <small>みつえ</small>	社外取締役	●	●						●
くどう工藤 陽子 <small>ようこ</small>	社外取締役		●				●		●
かた片岡 明典 <small>あきのり</small>	常任監査役(常勤)	●	●		●				
てら寺田 修一 <small>しゅういち</small>	監査役(常勤)			●	●				
はま濱 口 道成 <small>みちなり</small>	社外監査役				●		●		●
なが永 富史子 <small>ふみこ</small>	社外監査役			●	●				●
たか高 田 坦史 <small>ひろし</small>	社外監査役	●			●			●	

※各人の有する専門性および経験のうち主なものを最大3つまで記載しております。
上記一覧表は、各人の有する全ての専門性や経験を示すものではありません。

経 企業経営 **財** 財務・会計 **法** 法務 **リ** リスクマネジメント **技** 電力供給に資する技術
D DX (デジタルトランスフォーメーション)・事業開発 **マ** マーケティング **国** 国際性・多様性

[参考] 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

- 1 当社の主要な取引先（※1）またはその業務執行者（※2）でないこと
- 2 当社の主要な借入先（※3）またはその業務執行者でないこと
- 3 当社より、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家でないこと（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 4 当社の大株主（※5）またはその業務執行者でないこと
- 5 当社より、多額（※4）の寄付を受けていないこと（ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- 6 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと
 - ①上記1～5に掲げる者
 - ②当社および当社子会社の業務執行者または業務執行者でない取締役、監査役
 - ③当社の会計監査人の代表社員または社員

※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上高の2%を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2%をそれぞれ超える取引先をいう。

※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先をいう。

※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2%を超える額をいう。

※5 「大株主」とは、直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

第4号議案**取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定の件**

当社は、2019年6月26日開催の第95期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき、その後、2021年6月25日開催の第97期定時株主総会において、本制度における給付株式数の上限等決定についてご承認をいただき、今日に至っております。本制度においては、導入時の中期経営目標の期間が3年間であったことから、3事業年度ごとに拠出する信託金額（報酬の額）および取締役に給付される当社株式数の上限（以下「報酬枠」という。）についてご承認をいただいておりますが、今般、当社の中期経営目標の期間を4年間に変更することに伴い、下記1および2のとおり報酬枠を改定することについてご承認をお願いするものであります。当該報酬枠の改定以外の本制度の内容については、変更されることなく、従前ご承認いただいた内容を維持するものといたします。

本制度は、取締役の、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、本議案については、手続の公正・透明性を確保するため、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ていることから、その内容は相当であるものと考えております。

改定後の本制度の詳細につきましては、下記1および2ならびに従前ご承認いただいた内容の枠内で取締役会にご一任いただきたくと存じます。また、今後、中期経営目標の期間を変更する場合には、あらためて本制度の改定についてご承認をお願いすることといたします。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」について、ご承認いただいた内容と整合するよう変更を行う予定です。

現時点において、本制度の対象となる取締役は6名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

1 信託金額（報酬の額）の改定

当社は、第95期定時株主総会でご承認いただいた内容にもとづき、2020年3月期から3事業年度（以下「対象期間」という。）ごとに、4億円を上限とした資金を本制度にもとづき設定される信託（以下「本信託」という。）に拠出することとしております。

今般、2023年3月期から対象期間を4事業年度（以下「新対象期間」という。）に変更するとともに、新対象期間ごとに5億3千万円を上限として本信託に追加拠出することといたします。ただし、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式相当額（直前までの対象期間および新対象期間に関する累計ポイント（※）に相当する当社株式を除いた当社株式について帳簿価格をもって換算した額をいう。）および金銭と追加拠出される金銭の合計額は、5億3千万円を上限といたします。

※ 取締役には、事業年度ごとに、役員株式給付規程にもとづき役位に応じて定まるポイント（以下「役位固定ポイント」という。）および業績に応じて変動するポイント（以下「業績連動ポイント」という。）を付与します。取締役に對し各事業年度に付与される業績連動ポイントは、対象期間および新対象期間終了時の業績を踏まえ確定されます。役位固定ポイントと確定後の業績連動ポイントの累計を累計ポイントといたします。

2 取締役に給付される当社株式数の上限の改定

当社は、第97期定時株主総会でご承認いただいた内容にもとづき、対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数を35万株としております。

上記1の改定に伴い、新対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数を47万株といたします。なお、発行済株式総数（2022年3月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.06%です。

【参考】改定後の本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任後となります。

(1) 信託金額（報酬の額）

当社は、新対象期間ごとに、本信託による当社株式の取得の原資として、5億3千万円を上限として本信託に追加拠出いたします。ただし、追加拠出を行う場合、信託財産内に残存する当社株式相当額および金銭と追加拠出される金銭の合計額は、5億3千万円を上限といたします。

(2) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、取引所市場を通じてまたは当社が処分する自己株式を引き受ける方法により実施いたします。

(3) 取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役に、事業年度ごとに、役員株式給付規程にもとづき役位に応じて定まる役位固定ポイントおよび業績に応じて変動する業績連動ポイントを付与します。取締役に對し各事業年度に付与される業績連動ポイントは、新対象期間終了時の業績を踏まえ確定されます。

なお、取締役に對する累計ポイントは、下記(5)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合、合理的な調整を行う。）。

(4) 取締役に給付される当社株式数の上限

新対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数は47万株といたします。

(5) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は累計ポイントに応じた数の当社株式等について、本信託から給付を受けます。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会の決議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部を没収することができることといたします。

<株主（77名）からのご提案（第5号議案から第8号議案まで）>

第5号議案 定款一部変更の件（1）

◆提案の内容

第1章 総則に以下の条を新設する。

（役員報酬等の個人別開示）

第6条 個人別の役員報酬及び賞与の金額を事業年度毎に公表する。

（以下の各条数については1条ずつ繰り下げる）

◆提案の理由

役員報酬の個別開示を求める議案は2004年以降総会でも度々提案し、毎回10%以上の賛同を得ている。一昨年の総会で、関西電力が役員各々の報酬額を開示したことに倣って、本会社も開示すべきではないかとの質問に対し、「報酬については、経営に係るコストとして取締役及び監査役に対して支払われている報酬の総額を開示することが株主にとって重要であると考えている」との回答があった。

しかし、役員報酬はコストの問題だけでなく、経営判断や業績に対してどの役員がどのような役割・貢献をし、その額が相応しいものかどうかを知り、役員の適格性を判断するために必要な情報である。

内部の人間や当事者である社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経たとしても、お手盛り感は否めない。

上場企業の武田薬品工業は既に開示しており、複数の投資ファンドも役員報酬の個別開示の議案には原則的に賛成すると公にしているからである。

○取締役会の意見

当社は、法令にもとづき、取締役、監査役および社外役員それぞれの報酬等の種類別の総額および員数を事業報告において適正に開示しており、経営に係るコストの開示として十分であると考えております。

なお、各取締役の報酬は、「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」にもとづき、経営目標の達成度合いや個人の業績などを踏まえ、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経て、取締役会から授権された社長が決定しており、各監査役の報酬は、監査役会における監査役全員の協議により決定しております。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（2）

◆提案の内容

第2条（目的）第1号を以下のとおり変更する。

変更前：電気事業

変更後：電気事業（但し、原子力発電を除く）

◆提案の理由

本会社は現在、申請から8年かけても新規制基準の適合性審査を通らない浜岡原発にも毎年約1000億円の維持費をかけ、再稼働させる計画である。

しかし、原発で発電するメリットはほとんどない。むしろ危険な核物質を内包することによる地震災害のリスクに加え、有事には武力攻撃の標的になりうるという安全保障上のリスクも顕在化した。

また、一極集中電源のため地震等での大容量電源喪失の懸念は払拭できず、本会社が目指すレジリエンスの向上とは相容れない。温暖化対策としても、長期に及ぶバックエンドも含めたライフサイクルでのCO₂収支では、実際の効果は不透明だ。発電コスト的にも優位性がなく、使用済み核燃料の処理費用の膨張や老朽化によるトラブル対応等で今後のコスト増は必至である。

本会社が電力会社として生き残るためには、原発という不良資産を処分し、身軽になって将来の経営環境の変化に柔軟に対応できるようにすべきである。

○取締役会の意見

お客さまに安全で安価な電気を安定してお届けするためには、原子力、火力、再生可能エネルギーなどの多様な電源をバランスよく組み合わせていく必要があります。

特に、エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。また、エネルギー資源の有効利用や廃棄物減容の観点から、原子燃料サイクルの確立が重要と考えております。

浜岡原子力発電所については、今後も、新規制基準への適合性確認を早期にいただけるよう最大限努力するとともに、安全の確保を最優先に、地域のみなさまのご理解をいただけるようコミュニケーションを図り、再稼働に向けて取り組んでまいります。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

第7号議案 定款一部変更の件 (3)

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 コンプライアンスの徹底

第〇条 本会社は、社会からの高い信頼と支持を得るため、コンプライアンスに則って行動する。

特に以下の各号の条項に違背することのない企業風土を醸成し、関連会社にもその姿勢を求めていく。

- 1 お客さま、取引先、地域の皆様には、公正・誠実に対応する。また、人権の尊重及び地球環境の保全には特に留意して業務を行うこととする。
- 2 情報開示に努め、説明責任を果たしていく。
- 3 個人の権利利益の保護を目的とする個人情報保護法の趣旨に則り、個人情報の収集、利用及び管理を、適正に行う。
- 4 政治・行政等との健全な関係を保持し、事業活動の適正さに疑いを招くような行動は行わない。
- 5 労働安全・衛生、および保安の確保・維持を徹底する。

◆提案の理由

「中部電力グループCSR宣言」によれば、個人情報を違法な手段で取得したり、提供することは許されないはずである。

2月21日、岐阜地方裁判所の判決で、岐阜県警察大垣署警備課による当社のグループ企業であるシーテック社に個人情報を提供した行為（＝「意見交換」）が、違法かつ悪質と断罪された。裁判所が「信用性あり」と認定したシーテック社作成の「議事録」によれば、シーテック社側からも個人情報を警察に提供していた。これは個人情報取扱事業者としての責務に背く、違法行為である。しかもこの「意見交換」のシーテック社側の責任者は、当社から出向した社員であった。当社及びグループ企業が、警察の違法行為の相手方となり、同時に自らも違法行為を行っていたという裁判所の認定は重い。

かかる違法行為が繰り返されることがないように、定款に定めることで、地域住民に信頼される企業へと自己変革を遂げていく姿を示すべきである。

○取締役会の意見

当社は、「中部電力グループCSR宣言」にもとづき定めた「中部電力グループコンプライアンス基本方針」において、「コンプライアンスなくして信頼なし 信頼なくして発展なし」を旨に、コンプライアンスに則って行動する企業風土を醸成し、社会からの高い信頼と支持を得る「良き企業市民」を目指すこととしております。この基本方針のもと、中部電力グループ各社とともに、公正・誠実な企業活動、適正な情報管理・公開、健全な企業風土の確立などに取り組み、中部電力グループ全体のコンプライアンスの推進に努めております。

このため、本提案のような規定を、あらためて定款に定める必要はないと考えます。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

定款一部変更の件（4）

◆提案の内容

以下の章を新設する。

第〇章 再生可能エネルギー

第〇条 本社は、2030年までに再生可能エネルギーの主力電源化に最優先で取り組む。但し、3年以内に発電設備の立地自治体の同意が得られなければ撤退する。

◆提案の理由

トヨタやソニーなどの大企業65社余りで100%再エネへの切り替えが具体化しつつある。中小企業や自治体でも昨年11月、200団体に達している。脱炭素が企業の競争力や成長につながる時代の表れである。

2021年経産省の2030年時点の発電コストの試算結果では、1キロワット時当たりの費用は、石炭火力が13円台後半に対し太陽光（事業用）が8円台前半～11円台後半で最も安く、最安とされた原子力を下回った。問題の多い原子力発電や石炭火力からコスト面から考えても脱却すべきである。

ただし、環境や社会（人権問題への対応など）・ガバナンスの要素も考慮したESG投資が拡大し、世界の潮流となっている。当社も再生可能エネルギーの拡大を図るために立地住民の人権を尊重しなければ企業の持続可能性は損われる。よって3年以内に立地自治体の同意が得られなければ、その事業から撤退しなければならないと定める。

○取締役会の意見

中部電力グループは、2050年までに事業全体のCO₂排出量ネット・ゼロに挑戦する「ゼロエミチャレンジ2050」を掲げ、脱炭素社会の実現に向け積極的に取り組んでおります。

再生可能エネルギーについては、2017年度比で「2030年頃に保有・施工・保守を通じた再生可能エネルギーの320万kW（80億kWh）以上の拡大に貢献」という目標の達成を目指し、グループ一体となって推進しております。

また、「中部電力グループCSR宣言」のもと、事業活動に関わるすべてのの方々の人権を尊重するとともに、相互コミュニケーションを重視し、透明性の高い開かれた企業活動を推進することとしております。電源開発および維持・運用等についても、この考え方に則り適切に実施しており、地域社会との共生を図っております。

このため、本提案のような規定を、あらためて定款に定める必要はないと考えます。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

<株主（2名）からのご提案（第9号議案）>

第9号議案

定款一部変更の件

◆提案の内容

以下の章を新設し、本会社の定款に追加的に規定する。

第〇章 脱炭素社会との両立

（2050年炭素排出実質ゼロへの移行における資産の耐性の評価報告の開示）

第〇条 本会社の長期的成功を促進するため、気候変動に伴うリスクと事業機会に鑑み、本会社のエネルギー関連資産の評価における前提条件、費用、試算および評価額が、2050年温室効果ガス排出実質ゼロシナリオに照らし合わせ、どのような影響を受けるかにつき、本社は評価報告を年次に行う。かかる評価報告の対象は、本会社の全てのグループ会社、事業セグメントにおけるエネルギー関連資産を含む。

② 前項評価報告の開示対象には、営業秘密に該当する情報を除き、長期的な資源の需要、長期的な資源および炭素価格、エネルギー関連資産の残余稼働期間、将来的に不可避となるエネルギー関連資産の不稼働、資本支出、減損処理等に関する、主な前提条件及び試算を含める。

◆提案の理由

本提案は、日本及び多くの主要貿易相手国が目指す2050年炭素排出実質ゼロシナリオにおける本会社の資産の耐性を判断する上で、株主が必要な情報開示を求めるものである。

本社は、グループ全体で化石燃料関連事業に多数関与し、更なる事業の拡大戦略を掲げていることを踏まえれば、重大な移行リスクを抱えており、全事業セグメントのエネルギー関連資産の耐性評価を行い、2050年炭素排出実質ゼロシナリオにおける企業価値の維持向上が急務である。

本提案は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、投資家団体（IIGCC等）、他国における株主提案等を通じ、投資家が求める情報開示に合致し、世界の電力業界でも情報開示が拡大している。

本提案の可決により、株主は自らの資産の保全に必要な重要情報を知り得る。また、本社は脱炭素経済への移行におけるリスクと事業機会の適切な管理を行い、企業価値の維持向上が可能となる。

○取締役会の意見

中部電力グループは、2050年までに事業全体のCO₂排出量ネット・ゼロに挑戦する「ゼロエミチャレンジ2050」を掲げ、お客さま、社会とともに脱炭素社会の実現に取り組んでおります。この目標を達成するうえでは、再生可能エネルギーの拡大、原子力発電の最大限の活用に加え、水素やアンモニアの新技術の動向を見極めながら、火力発電のゼロエミッション化に向けて、適切にトランジション（脱炭素化に向けた移行）を進めていくことが、エネルギーの安定供給を担う事業者として重要であると考えております。

当社は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に沿って、脱炭素化の移行段階に応じた最新の情報をもとに、気候変動リスク・機会がもたらす影響を評価し、当該影響評価にもとづく取り組みを中部電力グループレポートに掲載しております。今後もみなさまのご意見を踏まえ、開示の充実に努めてまいります。

このため、本提案のような規定を、あらためて定款に定める必要はないと考えます。

したがって、**取締役会は本議案に反対いたします。**

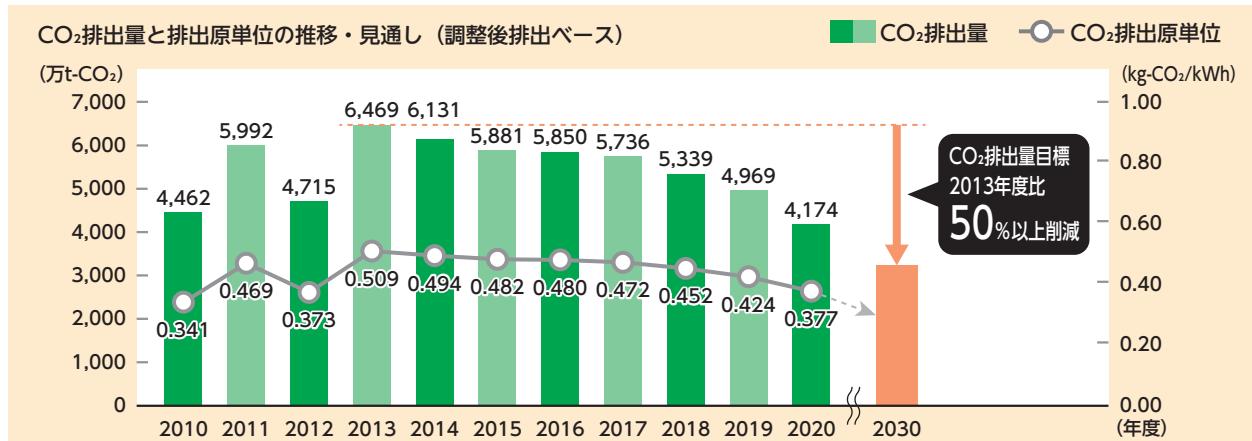
以上

ご参考 中部電力グループの環境への取り組み

中部電力グループは、あらゆる事業分野における脱炭素社会・自然共生社会・循環型社会を目指した取り組みを通じて、持続可能な社会の発展に貢献します。

お客さまへ販売する電気由来のCO₂排出量と原単位

CO₂排出原単位**0.377kg-CO₂/kWh** (2020年度実績：前年度比▲0.047kg)



浜岡原子力発電所の最大限の活用

安全確保を大前提に、発電時にCO₂を排出しない原子力発電を最大限活用してまいります。

CO₂排出削減効果
3・4・5号機が再稼働した場合
約**800～900**万t-CO₂/年

非効率石炭火力のフェードアウト・調達見直し

S+3E*の観点を考慮のうえ、電源調達における非効率石炭火力(超臨界以下)の比率を低減してまいります。

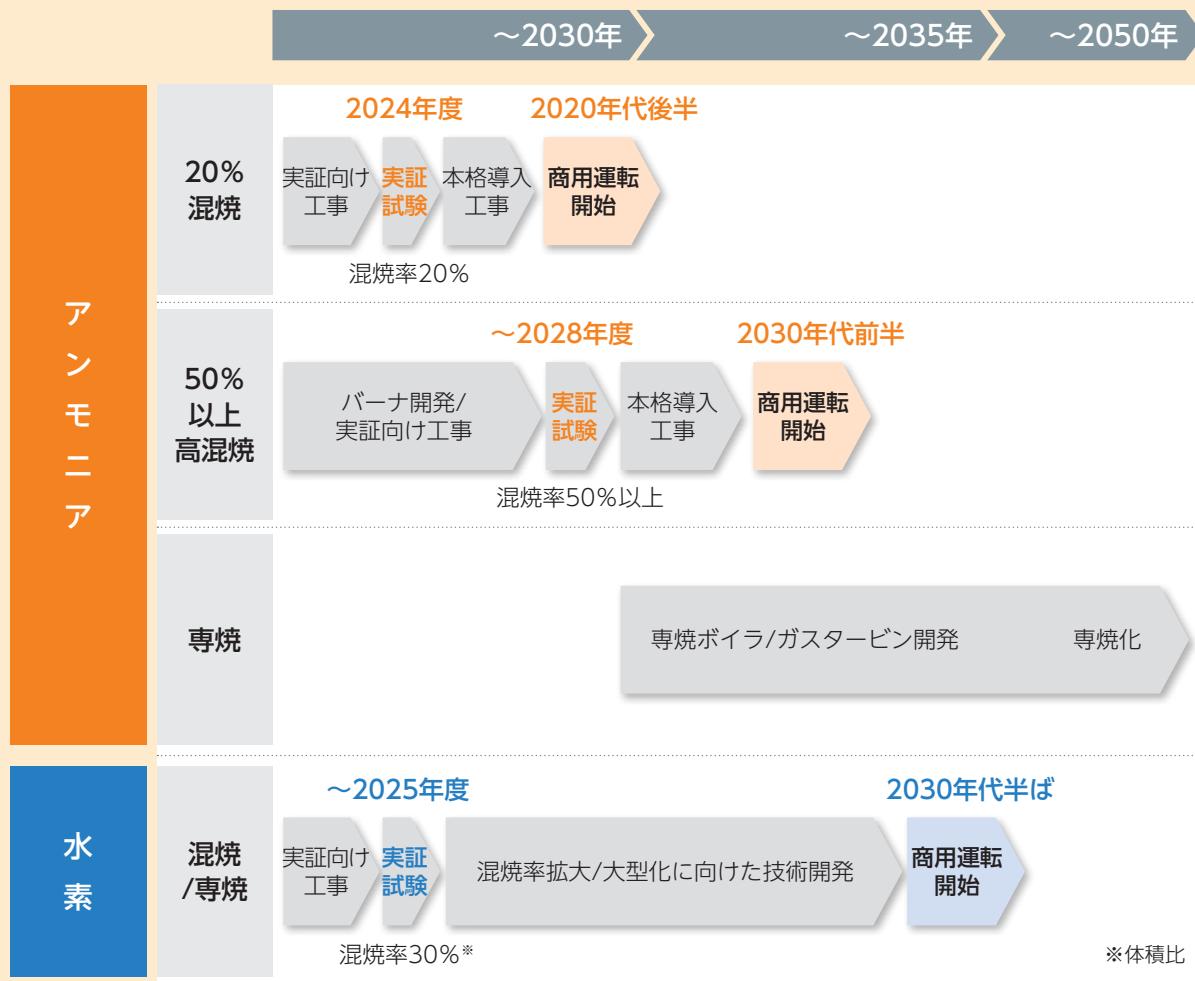
CO₂排出削減効果
非効率石炭火力を他電源に代替した場合
約**400～500**万t-CO₂/年

*S+3E：安全性 (Safety)、エネルギーの安定供給 (Energy security)、経済効率性 (Economic efficiency)、環境への適合 (Environment)

火力発電のゼロエミッション化の推進

JERAは、水素・アンモニアの導入を進め、火力発電のゼロエミッション化を進めてまいります。

水素・アンモニアの導入計画



1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2021年度のわが国経済は、景気の持ち直しの動きが継続したものの、新型コロナウイルスの影響による厳しい状況が残る中で一部に弱さがみられました。また、年度後半には世界的なエネルギー需要の増加や、ウクライナ情勢などを背景として、急激に燃料価格が上昇するなど、景気の下振れが懸念されております。この急激な燃料価格の上昇に伴う、電源調達コストの増加は、当社業績に大きな影響を及ぼしました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、暮らしや働き方などの新しい生活様式の浸透とともに、デジタルトランスフォーメーション（DX）や脱炭素化への取り組みの進展により、社会構造そのものが大きく変容しております。とりわけ、2050年カーボンニュートラル実現を見据え、エネルギー基本計画が改定されるなど、エネルギー事業を取り巻く環境は大きな転換点を迎えております。

昨年11月、当社は、事業環境の変化を新たなビジネスチャンスと捉え、2050年の社会像を見据えて果敢にチャレンジするため、「中部電力グループ 経営ビジョン2.0」を策定し、グループ一体となって脱炭素化された安心で安全な分散・循環型社会の実現に向け、取り組んでおります。

2021年度の電力供給につきましては、当社水力発電所の安定的な運用、JERAとの協調や他事業者からの受電などにより、年度を通じて安定的に電力を供給することができました。

また、本年3月の東日本エリアにおける「電力需給ひっ迫警報」発令時には、中部電力パワーグリッドが中部エリアの安定供給を前提に、関係機関と連携しながら電力を融通するなど、最大限協力いたしました。



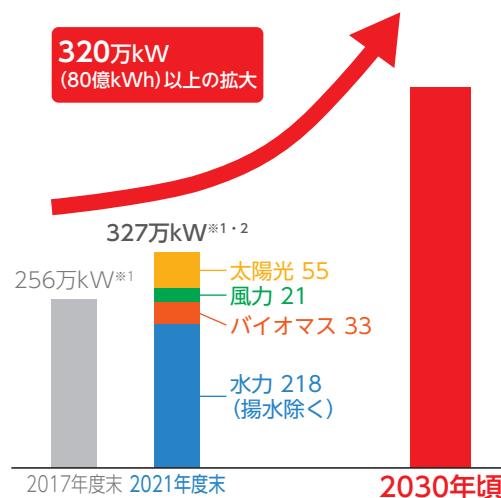
浜岡原子力発電所につきましては、従前より自主的に地震・津波対策や重大事故対策に取り組んでまいりましたが、原子力規制委員会が策定した新規制基準を踏まえて、さらなる安全性向上対策を進めるとともに、3・4号機について同委員会による適合性確認審査を受けております。4号機の設備対策の主な工事については概ね完了しておりますが、今後も、審査対応などにより必要となった追加の設備対策については、可能な限り早期に実施してまいります。

また、防災体制の整備や教育・訓練の充実を図るとともに、住民避難を含む緊急時対応の実効性向上に向けて、国・自治体との連携を一層強化しております。

再生可能エネルギーにつきましては、2017年度比で「2030年頃に保有・施工・保守を通じた再生可能エネルギーの320万kW（80億kWh）以上の拡大に貢献」という新たな目標を掲げ、グループ一体となって取り組んでおります。2021年度末時点における進捗は、グループ全体で約71万kWとなっており、目標の320万kWに対して22%程度となっております。



浜岡原子力発電所



※1 グループ会社を含む容量

※2 未運開の開発決定済み案件を含む

再生可能エネルギーの拡大目標と進捗

2021年度の当社連結収支の状況につきましては、連結売上高（営業収益）は、「収益認識に関する会計基準」の適用により、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく収益、およびこれに対応する費用が純額処理となったことなどから、前年度と比べ7.8%減少し2兆7,051億円となりました。

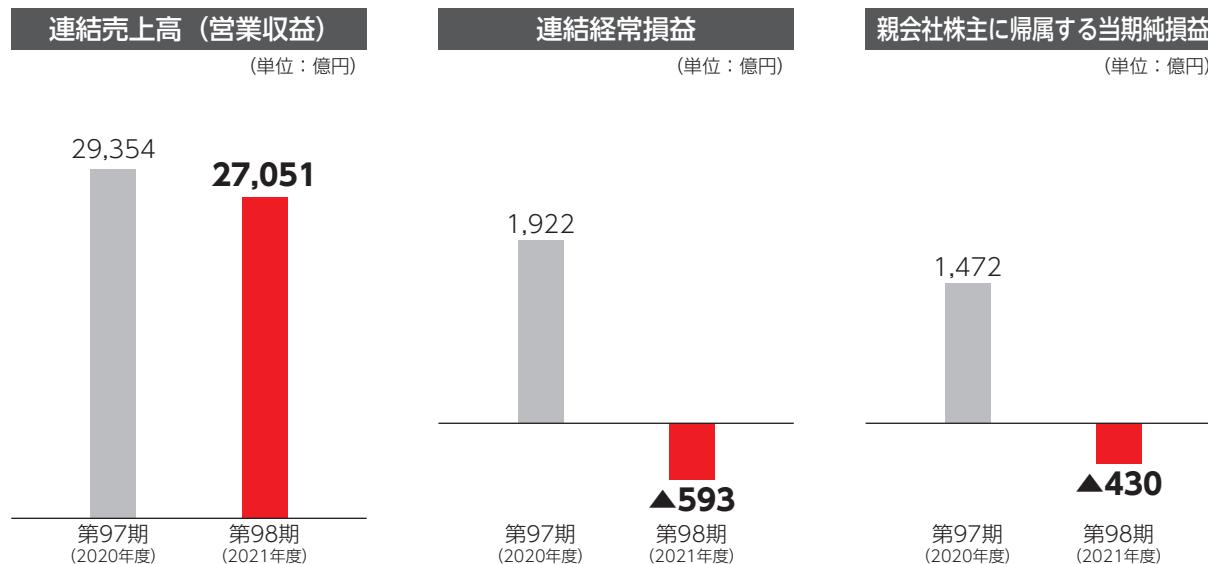
連結経常損益は、J E R Aにおける燃料トレーディング事業の利益増加などはあったものの、燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれが差益から差損に転じたことや、中部電力ミライズにおける卸電力取引市場の価格高騰による電源調達コストの増加などから、前年度と比べ2,515億円悪化し593億円の損失となりました。

また、収支悪化に伴う中部電力ミライズの純資産の毀損を抑制するため、濁水準備引当金取崩し202億円を計上しました。

さらに、昨年1月の電力需給ひっ迫に伴うインバランス料金の高騰による収益の一部を将来の託送料金から差し引く形で還元することに伴い、特別損失55億円を計上しました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純損益は430億円の損失となりました。

当社は、中期経営目標（2019年公表）として連結経常利益1,700億円を掲げておりましたが、期ずれを除いた連結経常利益は670億円程度となり、大幅な未達となりました。



各セグメント別の業績（内部取引消去前）につきましては、次（30頁から32頁）のとおりであります。

ミライズ

(中部電力ミライズ株式会社およびその子会社、関連会社)

【事業の内容】

電力・ガスの販売と各種サービスの提供

【業績】

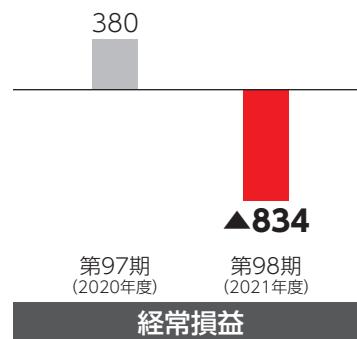
2021年度の中部電力ミライズの販売電力量は、新型コロナウイルス感染症影響の反動による増加はありましたが、他事業者への切り替えなどから、前年度と比べ1.6%減少し1,089億kWhとなりました。

中部電力ミライズおよびその子会社、関連会社の合計の販売電力量は、前年度と比べ0.6%増加し1,178億kWhとなりました。

売上高につきましては、「収益認識に関する会計基準」の適用により、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく収益、およびこれに対応する費用が純額処理となったことなどから、前年度と比べ16.1%減少し2兆281億円となりました。

経常損益は、卸電力取引市場の価格高騰による電源調達コストの増加などから、前年度と比べ1,214億円悪化し834億円の損失となりました。

(単位：億円)



【2021年度の取り組み】

「とどける」「よりそう」「つなげる」をキーワードに、お客さまの暮らしを豊かにし、ビジネスを支えるサービスを展開しております。

昨年4月には、「生涯にわたってお客さまによりそう」をコンセプトに、暮らし全般のサービスを提供する新会社「中部電力ミライズコネク」を設立しました。今後も、電気・ガスのお届けに加え、お客さまのライフステージに応じたサービスを拡充してまいります。

脱炭素社会の実現に向けては、CO₂フリー電気のお届けを通じて再生可能エネルギーの普及・拡大と地産地消に貢献する「ミライズGreenでんき」や、ご家庭の太陽光発電設備や蓄電池の設置に係る初期費用負担をサポートする「カナエルソーラー」のお届けを開始するとともに、エネルギー利用の効率化やエネルギー源の転換による脱炭素化の提案、デマンドレスポンス*を活用したサービスの開発などを進めております。

なお、電源調達コストの増加を踏まえ、最大限の効率化を前提に、お客さまごとに必要なコストに応じた販売価格の見直しを進めております。引き続き徹底的な効率化に加え、最適な調達に努めてまいります。

*電力の需要と供給のバランス調整が必要になった場合などに、お客さまに電気の使い方を工夫していただいたり、お客さまの設備を制御させていただく仕組み



「省エネ」・「創エネ」・「活エネ」の三位一体

パワーグリッド

(中部電力パワーグリッド株式会社およびその子会社、関連会社)

〔事業の内容〕

電力ネットワークサービスの提供

〔業績〕

2021年度の中部エリアの需要電力量は、新型コロナウイルス感染症影響の反動などから、前年度と比べ2.9%増加し1,275億kWhとなりました。

売上高につきましては、需要電力量の増加や、再生可能エネルギー特別措置法にもとづく購入電力量の増加に伴い、卸電力取引市場を通じた販売電力量が増加したことなどから、前年度と比べ6.7%増加し8,995億円となりました。

経常損益は、需要電力量の増加はありましたが、2021年度から導入された需給調整市場における再生可能エネルギー発電量の予測誤差に対応するための調整力確保費用が制度設計の想定を大きく上回り、交付金で賄われる額を大幅に超過したことなどから、前年度と比べ736億円悪化し148億円の損失となりました。

〔2021年度の取り組み〕

再生可能エネルギーの接続可能量の増大に向けて、電力系統設備・運用の高度化に取り組むとともに、中部エリアの安定供給に必要な予備力・調整力の確保や、他エリアとの電力融通の拡大に向けた設備増強などを着実に進め、需給安定に努めております。

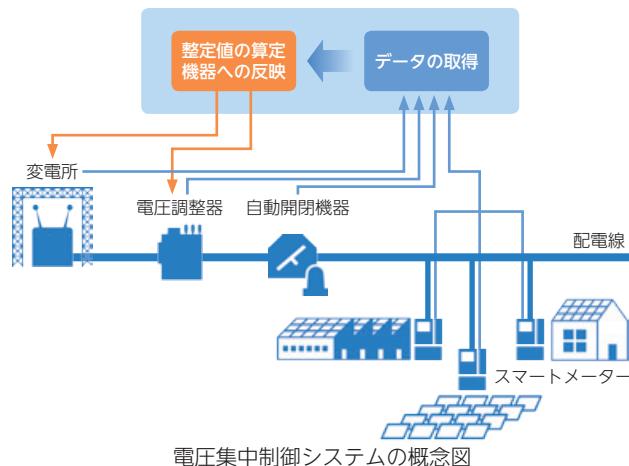
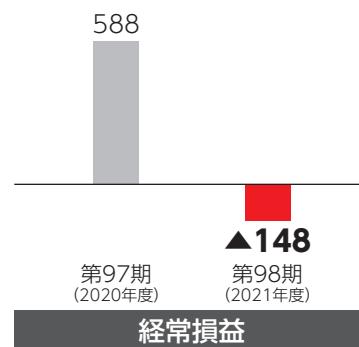
また、再生可能エネルギー発電出力の予測精度向上や、他の一般送配電事業者との共同調達により、需給調整コストの削減に取り組んでおります。

加えて、昨年6月に運用開始した、スマートメーターなどのデータを用いた配電線の電気の流れの高精度な把握や、電圧調整器の設定を自動で変更できる「電圧集中制御システム」を用いて、再生可能エネルギー増加による複雑な電気の流れに対応するとともに、さらなる設備形成の合理化に努めております。

自律的な事業運営をより一層加速するため、2050年に向けての目指す姿を掲げた「中部電力パワーグリッドビジョン」にもとづき、安定供給と低廉な託送料金の実現に努めるとともに、脱炭素化に向けた取り組みの推進および地域のニーズに寄り添ったサービスの展開により、地域の未来像実現に貢献できるよう努めてまいります。



(単位：億円)



Jera

(株式会社 J E R A およびその子会社、 関連会社)

〔事業の内容〕

燃料上流・調達から発電， 電力・ガスの販売

〔J E R A による当社業績への影響〕

J E R A による当社連結経常損益への影響は， 燃料トレーディング事業の利益増加はあったものの， 燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれが差益から差損に転じたことなどから， 前年度と比べ660億円悪化し3億円の損失となりました。なお， 期ずれを除いた J E R A による連結経常利益への影響は1,250億円程度となりました。

(注1) J E R A は持分法適用関連会社のため， J E R A の売上高は当社連結財務諸表へ計上されません。

〔2021年度の取り組み〕

燃料上流・調達から発電， 電力・ガスの販売にいたる一連のバリューチェーンを最適に運用するとともに， J E R A のスケールメリットを活かすことにより， 火力発電事業の効率的な運営に努めております。また， 電力の供給， 燃料調達など安定供給確保における重要な役割も担っております。

「世界のエネルギー問題に最先端のソリューションを提供する」， 「グリーン・エネルギー経済へと導く L N G と再生可能エネルギーにおけるグローバルリーダー」というミッションとビジョンの達成に向けてさまざまな事業を展開するとともに， 「J E R A ゼロエミッション2050」を掲げ， 2050年時点 で国内外の J E R A 事業から排出される C O₂ の実質ゼロに挑戦しております。

具体的には， 台湾の洋上風力発電事業の開発やフィリピンの大手電力会社への出資を実施するとともに， C O₂ を排出しない燃料として期待される水素・アンモニアの混焼技術の確立に向けた実証事業やサプライチェーンの構築などに取り組んでおります。

(注2) 「J E R A ゼロエミッション2050」は， 脱炭素技術の着実な進展と経済合理性， 政策との整合性を前提としております。 J E R A は， 引き続き， 自ら脱炭素技術の開発を進め， 経済合理性の確保に向けて主体的に取り組んでまいります。



世界有数規模の
洋上風力プロジェクトに参画
(フォルモサ1 [台湾])



JERAが出資したAboitiz Power社の
地熱発電所 [フィリピン]



アンモニア混焼の実証事業を開始した
碧南火力発電所



(2) 対処すべき課題

中部電力グループは、経営ビジョン2.0において、2030年に連結経常利益を2,500億円以上に拡大すること、バランスの取れた事業ポートフォリオの構築により、急激に変化する事業環境下にあっても、利益成長を積極的に追求することを掲げております。

さらに今般、経営ビジョン2.0の実現に向け、成長性を示す利益指標として「2025年度に連結経常利益1,800億円以上」、および戦略的投資の拡大局面においても効率性の観点を一層重要視する指標として「同年度にROIC3.0%以上」という中期経営目標を新たに掲げました。

これらの達成のために、エネルギーの安定供給という変わらぬ使命の完遂に加え、人財一人ひとりの成長・活躍を通じて、お客さまへ多様な価値を提供することにより、「一歩先を行く総合エネルギー企業グループ」の実現を目指してまいります。

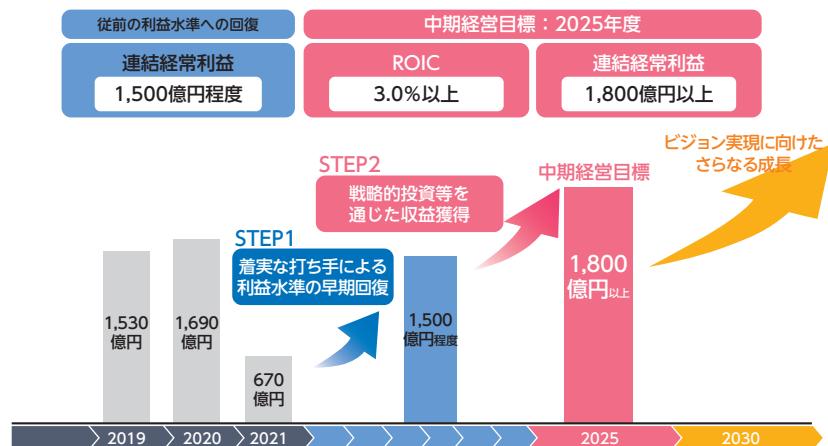
【収支悪化と国内エネルギー事業の利益回復】

2021年度は、世界的なエネルギー需要の増加や、ウクライナ情勢などを背景として、急激に燃料価格が上昇した結果、日本においても、卸電力取引市場の価格が過去に例のない水準で高騰しました。これらの影響により、中部電力ミライズで電源調達コストが、中部電力パワーグリッドで需給調整コストが増加し、中期経営目標（連結経常利益1,700億円）に対して大幅な未達となりました。

当社は、市場価格の高騰による収支悪化リスクを低減させるべく、電源調達ポートフォリオの見直しや、デマンドレスポンスの効果的な活用、再生可能エネルギー発電出力の予測精度向上などの対策に取り組むとともに、リスク管理のさらなる高度化を目指し、リスクの把握・評価・対策・モニタリングのサイクルを着実に推進してまいります。

また、経営効率化による徹底したコストダウンを進めてまいります。

こうした取り組みにより、早期に連結経常利益1,500億円程度の利益水準への回復を目指してまいります。



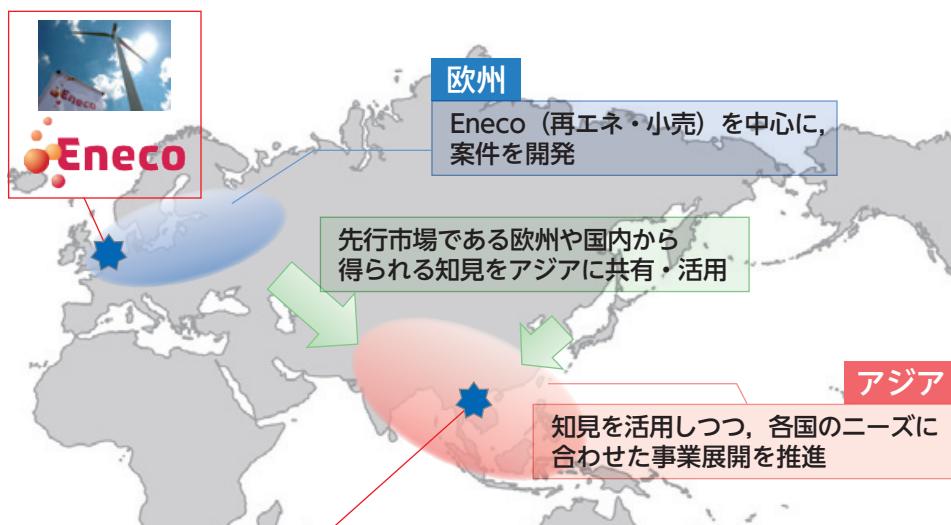
※燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれを除く

ご参考 グローバル事業の拡大・推進

グローバル事業展開の一層の強化・拡大を目的に、2022年4月に「グローバル事業本部」を創設しました。再生可能エネルギーやグリッドマネジメントに関する「グリーン領域」、アンモニア事業や水素事業、CCUSなどの脱炭素に関する「ブルー領域」、小売・送配電・新サービス領域、潮流発電といった海洋エネルギー活用などの「新技術領域」の4領域を組み合わせて最適なポートフォリオを形成し、脱炭素やコミュニティサービスなどの事業を推進していきます。

今後のエリア戦略とBPCへの投資

Enecoを通じた欧州戦略の拡大、Bitexco Power Corporationを通じたアジア事業の拡大に取り組んでまいります。



Bitexco Power Corporation (BPC)



- ▶ 2021年11月出資
- ▶ ベトナム最大の民間水力発電事業者であり、当社のノウハウとBPCの成長力を掛け合わせ、既存水力事業の収益性向上、洋上風力など新規プロジェクトへの参画を推進



【浜岡原子力発電所の再稼働に向けた取り組み】

浜岡原子力発電所については、「福島第一原子力発電所のような事故を二度と起こさない」という固い決意のもと、安全性向上対策を進めております。3・4号機については、原子力規制委員会による新規制基準への適合性確認審査を受けており、基準地震動・基準津波の確定に向けて着実に進捗しております。これらが概ね確定した後は、プラント関係審査に対応していくとともに、これらにもとづき安全性向上対策の有効性をはじめ浜岡原子力発電所の安全性に係る理解活動を実施してまいります。

エネルギー資源の乏しいわが国において、化石燃料価格の変動や地球温暖化という課題に対処しつつ、将来にわたり安定的にエネルギーを確保していくためには、原子力を引き続き重要な電源として活用することが不可欠であると考えております。

今後も、新規制基準への適合性確認を早期にいただけるよう最大限努力するとともに、地域のみなさまのご理解をいただけるようコミュニケーションを図り、安全確保を大前提に浜岡原子力発電所の再稼働に向けて取り組んでまいります。



津波対策や重大事故等対策を自主的に実施
(発電所敷地前面に設置した防波壁)



緊急時に設備を有効に機能させるための
現場対応力の強化（夜間の注水設備設置訓練）



御前崎海上保安署・御前崎市消防本部・
菊川警察署・御前崎市との連携訓練



ショッピングセンターなどでブースを設置し
発電所の取り組みを説明（発電所キャラバン）

【脱炭素社会実現に向けた取り組み】

中部電力グループは、脱炭素社会の実現に向け、経営ビジョン2.0、ゼロエミチャレンジ2050およびJERAゼロエミッション2050を策定し、再生可能エネルギーの拡大や、水素・アンモニアサプライチェーンの構築を含むゼロエミッション電源の追求などに取り組んでおります。2030年頃に向けた再生可能エネルギー拡大については、従来目標（200万kW以上の新規開発）に加え、保有・施工・保守を含む再生可能エネルギー価値提供量120万kWの拡大（従来目標との合計：320万kW）も目指すこととしました。

目標達成に向け、短期的には太陽光発電、中期的には水力・バイオマス・陸上風力発電、長期的には洋上風力・地熱発電の開発・保有拡大を全国で積極的に推進してまいります。同時に、グループ会社による設備の保守・施工などに加えて、太陽光発電の設置・導入を支援する自家消費サービスの提供など、お客さまのお役立ちにつながる付加価値サービスを提供してまいります。

また、他エリアとの電力融通の拡大に向けた設備増強に努めるなど、再生可能エネルギーの拡大に貢献してまいります。



2022年4月に運転開始した米子バイオマス発電所



当社が出資参画する秋田・能代港
洋上風力発電事業（建設風景）
提供：秋田洋上風力発電株式会社



中部電力ミライズによるCO₂フリーメニューの例

【安定供給確保に向けた取り組み】

近年、電力供給に関する課題が多様化・増加しており、安定供給確保に向けた取り組みがより一層重要となっております。

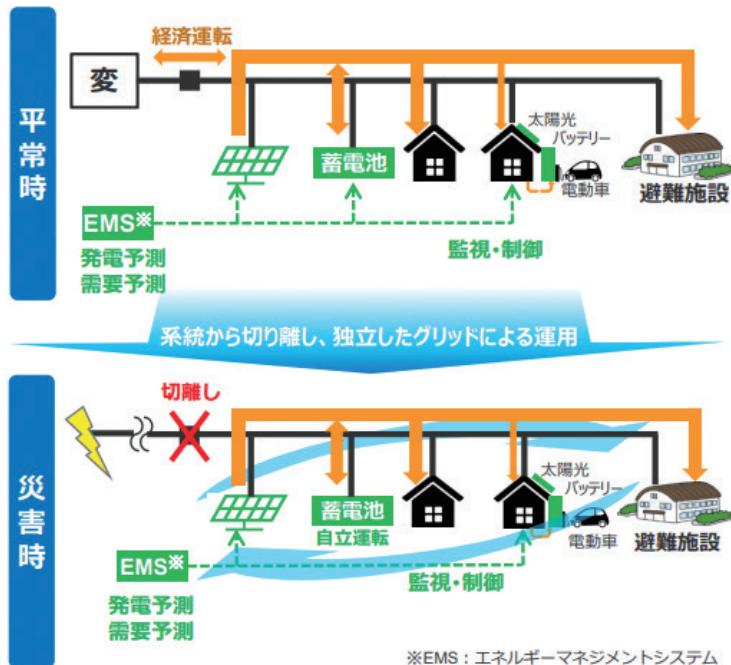
とりわけ、太陽光発電の大量導入が進展する一方、既存火力発電所の休廃止などにより、需要の増加と太陽光発電量の低下が重なる冬季に需給ひっ迫が生じやすくなっております。このため、発電事業者に対する追加の電源の公募や、燃料在庫にもとづく供給力の見通しを定期的に確認するなどの取り組みにより供給力を確保するとともに、再生可能エネルギー発電出力の予測精度向上などにより需給の変動に適切に対応し、安定供給に努めてまいります。

加えて、激甚化している自然災害を踏まえ、社会・お客さまとの情報連携や設備復旧体制の強化などにグループ体となって取り組むとともに、他の一般送配電事業者との連携を一層強化してまいります。また、災害時のレジリエンス（強靭性）向上や再生可能エネルギーの地域利用といった課題の解決のため、さまざまな地域・コミュニティの特性に合わせた地域マイクログリッド^{※1}の構築・支援を進めてまいります。

中部電力グループは、エネルギープラットフォーム^{※2}を進化させ、接続する電源、蓄電池、EV・太陽光発電などの分散型電源を活用するなど、高度なエネルギーマネジメントを通じて、品質の高い電気を安価にお届けするとともに、多様な価値を創出してまいります。

※1 平常時には電力会社などの送配電網に接続し、災害時には事故復旧の手段として送配電網から切り離し、その地域内の再生可能エネルギー電源をメインに、蓄電池・EVなど他の分散型エネルギーリソースと組み合わせて自立的に運用することが可能なグリッドのこと

※2 電源、送配電網、お客さま設備などで構成する、エネルギー需給システム

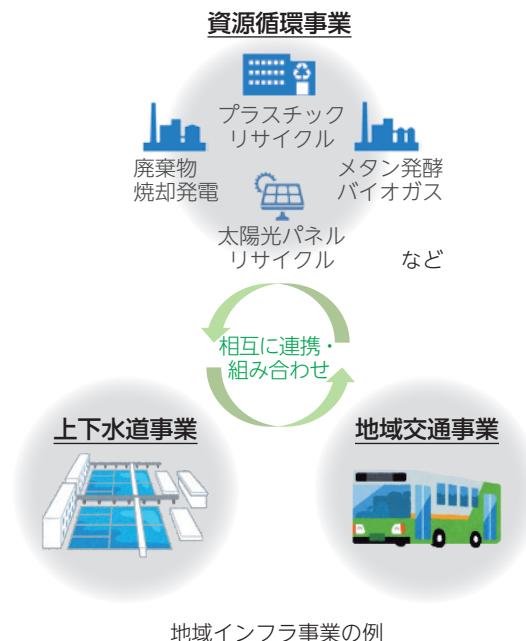


地域マイクログリッドによる災害時のレジリエンス向上

【コミュニティサポートインフラの進化に向けた取り組み】

地域社会やお客さまが求める新たな価値をお届けするため、エネルギー事業の枠を越えた「事業領域の拡大」を進め、「ビジネスモデルの変革」に挑戦してまいります。

中部電力グループは、「お客さま起点」「脱炭素化」「デジタル化」をキーワードに、さまざまな領域で「つながることで広がる価値」を提供する「コミュニティサポートインフラ」の構築を進めております。今後、不動産事業や、医療・健康といった生活関連事業、資源循環・上下水道・地域交通などといった地域インフラ事業へのさらなる領域拡大により、お客さまの生活の質を向上させる「新しいコミュニティの形」を具体化し、その提供を加速してまいります。



当社および中部電力ミライズは、昨年4月13日および10月5日、独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。みなさまにはご心配をおかけしておりますが、立入検査を受けた事実を真摯に受け止め、公正取引委員会の調査に対し、引き続き全面的に協力してまいります。

中部電力グループは、従前より、企業の社会的責任を果たすため、CSR宣言にもとづき事業活動を進めており、そのことがESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を踏まえた事業経営の深化や、SDGs（持続可能な開発目標）の課題解決に貢献するものと考えております。今後とも、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じて、コンプライアンスを徹底し、CSR（社会的責任）を完遂してまいります。

ご参考 ESGの取り組み

	マテリアリティ (重要課題)	主な指標・目標	達成年度	貢献するSDGs
E 脱炭素社会の 実現への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ◆お客さま・社会とともに進める脱炭素化 ◆原子力発電の安全性向上・活用促進 ◆再生可能エネルギーの促進 ◆脱炭素技術をはじめとした新技術の開発・社会実装 ◆脱炭素社会に向けた次世代ネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ◆CO₂排出量削減 ▲50% 約3,250万t (2013年度比) ◆社有車の電動化100% ◆再生可能エネルギー拡大 320万kW (80億kWh) 以上 ◆浜岡原子力発電所3・4号機の再稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ◆2030年度 ◆2030年度 ◆2030年頃 ◆早期 	
S 多様な人財活用・安全健康 社会課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域・社会への貢献 (新しいコミュニティづくり, 循環型社会の実現, 環境経営の実践) ◆お客さま満足の追求 ◆DXを活用した業務変革・新たな価値創出 ◆人的資本への投資 (多様な人財の確保・育成, 安全・健康) ◆企業価値向上に向けたグローバル事業の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物等リサイクル率 95%以上 ◆女性役付職数増加 3倍 (309人) 以上 (2014年度比) ◆男性育児休職取得率アップ 30%以上 ◆DX推進・キーパーソン数の増加 600名超 	<ul style="list-style-type: none"> ◆2022年度 ◆2025年度 ◆2025年度 ◆2020年代後半 	
G コンプライアンス ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ◆コンプライアンスの徹底 (腐敗防止, 人権の尊重含む) ◆グループ会社含むガバナンス・リスク管理の強化 ◆レジリエンス・大規模災害対応力の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆新たなコンプライアンス推進体制の運営・定着 コンプライアンス推進会議を取締役会直下に設置 ◆サイバーセキュリティの確保 サイバー攻撃による業務影響0件 ◆自治体との災害時連携協定締結 ◆自治体・関係機関との合同訓練による対応力強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◆2022年度 ◆2025年度 ◆2022年度 ◆2022年度 	

中部電力グループのESGの取り組みに関しては、ホームページに詳しく記載しておりますので、ぜひご覧ください。

<https://www.chuden.co.jp/ir/esg/>

(3) 設備投資の状況

区 分	設備投資額
ミ ラ イ ズ	114億円
パワーグリッド	1,279億円
そ の 他	952億円
内 部 取 引 消 去	△60億円
合 計	2,285億円

① 完成した主要設備

[パワーグリッド]

区 分	名 称	容 量
増 設	知多火力発電所	90万kVA ※このうち45万kVA 2020年度完成済

② 建設中の主要設備

[パワーグリッド]

区 分	名 称	容 量
新 設	下伊那発電所	60万kVA
増 設	東清水発電所 周波数変換装置	60万kW

(4) 資金調達の状況

① 社債

発行額	1,551億円
償還額	56億円

② 借入金

借入額	6,546億円
(うち子会社の借入額)	1,601億円
返済額	5,404億円
(うち子会社の返済額)	1,219億円

③ コマーシャル・ペーパー

発行額	3,970億円
償還額	3,380億円

(5) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2021年4月5日付で、株式会社日本エスコン株式を追加取得し、同社を子会社といたしました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 95 期 2018年度	第 96 期 2019年度	第 97 期 2020年度	第 98 期 2021年度
売上高（営業収益）	30,350億円	30,659億円	29,354億円	27,051億円
経常利益または経常損失（△）	1,129億円	1,918億円	1,922億円	△593億円
親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失（△）	794億円	1,634億円	1,472億円	△430億円
1株当たり当期純利益 または当期純損失（△）	104.96円	216.11円	194.65円	△56.9円
総 資 産	59,875億円	55,008億円	56,863億円	61,747億円

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ミライズ			
中部電力ミライズ株式会社	40 億円	100.0%	小売電気事業等
株式会社シーエナジー	76 億円	100.0%	液化天然ガスの販売およびエネルギー設備の設計・運転・メンテナンス等の総合エネルギー事業
CEPO半田バイオマス発電株式会社	4.9億円	90.0%	バイオマス発電事業
ダイヤモンドパワー株式会社	1.2億円	100.0%	小売電気事業
パワーグリッド			
中部電力パワーグリッド株式会社	400 億円	100.0%	一般送配電事業等
中電配電サポート株式会社	0.3億円	100.0%	配電に関する支障樹木の伐採関連業務・用地業務等
株式会社日本エスコン	165.1億円	50.3%	不動産の販売・賃貸および企画仲介コンサル事業
株式会社トーエネック	76.8億円	50.0%	屋内線・配電線工事および電気通信工事
株式会社シーテック	7.2億円	100.0%	送電線・変電所・水力発電所等の工事および電気通信工事
株式会社中部プラントサービス	2.4億円	100.0%	火力・原子力発電所の保守工事
株式会社テクノ中部	1.2億円	100.0%	発電関連設備の運転・保守・管理および環境関連事業
中電不動産株式会社	1 億円	100.0%	不動産の賃貸および管理
株式会社中電オートリース	1 億円	100.0%	自動車のリース・整備・修理および部品の販売
株式会社トーエネックサービス	1 億円	100.0%	配電設備工事周辺業務および電気工事等
株式会社中電シーティーアイ	1 億円	100.0%	情報処理サービスならびにソフトウェアの開発および保守
株式会社ピカソ	0.9億円	100.0%	不動産の賃貸事業
中部精機株式会社	0.6億円	81.8%	電気計器の製造・整備・修理および検定代弁
旭シンクロテック株式会社	0.4億円	100.0%	プラント配管工事および空調・衛生設備工事
中電興業株式会社	0.2億円	100.0%	電柱広告、リース、損害保険代理および印刷

- (注) 1 当期において、CEPO半田バイオマス発電株式会社を重要な子会社に追加して記載いたしました。
 2 株式会社ピカソは、2021年10月29日付で、当社の子会社である株式会社日本エスコンが同社株式の100%を取得し、当社の子会社となりましたので、同社を重要な子会社に追加して記載いたしました。
 3 中電興業株式会社は、2022年4月1日付で、当社の防犯カメラによる映像提供事業を会社分割により承継するとともに、中電クラブス株式会社に社名を変更いたしました。
 4 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(8) 主要な事業内容

当社グループは、電気事業およびガスやオンサイトエネルギーなどを供給するエネルギー事業をコア領域として、国内事業で培ったノウハウを活かした海外エネルギー事業、電気事業に関連する設備の拡充や保全のための建設、資機材供給のための製造など、さまざまな事業を展開しております。

(9) 主要な事業所等

① 当社の主要な事業所および発電所

[事業所]

事業所名	所在地
本店	愛知県名古屋
静岡支店	静岡県静岡市
東京支社	東京都千代田区

[発電所]

区分	発電所名 (所在地)
水力 (出力10万kW以上)	奥矢作第一・第二 (愛知県), 奥美濃, 高根第一, 馬瀬川第一, 徳山 (以上岐阜県), 平岡 (長野県)
原子力	浜岡 (静岡県)

② 重要な子会社の本店所在地

会社名	本店所在地	会社名	本店所在地
ミライズ		株式会社日本エスコン	東京都港区
中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋市	株式会社トーエネック	愛知県名古屋市
株式会社シーエナジー	愛知県名古屋市	株式会社シーテック	愛知県名古屋市
CEPO半田バイオマス発電株式会社	愛知県半田市	株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市
ダイヤモンドパワー株式会社	東京都中央区	株式会社テクノ中部	愛知県名古屋市
パワーグリッド		中電不動産株式会社	愛知県名古屋市
中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県名古屋市	株式会社中電オートリース	愛知県名古屋市
中電配電サポート株式会社	愛知県名古屋市	株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市
		株式会社中電シーティーアイ	愛知県名古屋市
		株式会社ピカソ	大阪府大阪市
		中部精機株式会社	愛知県春日井市
		旭シンクロテック株式会社	東京都港区
		中電興業株式会社	愛知県名古屋市

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比
ミ ラ イ ズ	1,564名	37名
パワーグリッド	10,359名	△209名
そ の 他	16,442名	299名
合 計	28,365名	127名

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループから当社グループ外への出向者、休職者等を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者等を含む)を記載しております。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借入残高
株式会社日本政策投資銀行	2,437億円
明治安田生命保険相互会社	1,981億円
株式会社みずほ銀行	1,971億円
株式会社三菱UFJ銀行	1,751億円
株式会社三井住友銀行	1,582億円

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	11億9,000万株
発行済株式の総数	7億5,800万株

(2) 株主数

244,396名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	118,345千株	15.6%
明治安田生命保険相互会社	37,489千株	5.0%
株式会社日本カस्टディ銀行（信託口）	32,295千株	4.3%
日本生命保険相互会社	23,419千株	3.1%
中部電力自社株投資会	18,383千株	2.4%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	14,266千株	1.9%
株式会社三菱UFJ銀行	11,478千株	1.5%
株式会社三井住友銀行	11,207千株	1.5%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	8,978千株	1.2%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	8,408千株	1.1%

(注) 出資比率は、自己株式（136万1,432株）を控除して計算しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位、担当および重要な兼職の状況	
勝野 哲	代表取締役会長	
林 欣吾	代表取締役社長 社長執行役員	
水谷 仁	代表取締役 副社長執行役員	経営管理本部長 CFO
伊藤久徳	取締役 専務執行役員	経営戦略本部長 CIO
伊原一郎	代表取締役 専務執行役員	原子力本部長 兼 原子力部長 CNO
大谷真哉	取締役 中部電力ミライズ株式会社代表取締役社長執行役員	
橋本孝之	社外取締役 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 株式会社山城経営研究所代表取締役社長 カゴメ株式会社社外取締役 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役 デロイトトーマツ合同会社および有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員	
嶋尾 正	社外取締役 大同特殊鋼株式会社代表取締役会長	
栗原美津枝	社外取締役 株式会社価値総合研究所代表取締役会長 住友林業株式会社社外取締役	

氏名	地位, 担当および重要な兼職の状況
片岡 明典	常任監査役(常勤) 愛知電機株式会社社外監査役
寺田 修一	監査役(常勤)
瀧口 道成	社外監査役 国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
永富 史子	社外監査役 弁護士 日本特殊陶業株式会社社外監査役
高田 坦史	社外監査役 一般社団法人ACC理事長 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会代表理事 株式会社ブロードリーフ社外取締役

(注) 1 2022年4月1日付で、取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏名	地位	担当
水谷 仁	代表取締役 副社長執行役員	経営管理本部長 CFO, 統括CKO
伊藤 久徳	取締役 副社長執行役員	人財戦略室 統括 経営戦略本部長 CIO
伊原 一郎	代表取締役 専務執行役員	原子力本部長 CNO

- 片岡明典氏は、当社の副社長執行役員として経理室・経理センターを統括するなど長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当社は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、社外役員の独立性判断基準(17頁参照)を定めております。社外取締役および社外監査役は全員、金融商品取引所が定める独立役員の要件および、当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしており、当社は社外取締役および社外監査役全員を独立役員として指定し、届出ております。
- 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
- 当社は、当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社の取締役、監査役、取締役会決議により重要な人事として定める役職に選任された者、社外派遣役員がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに、取締役および監査役として有用な人材の招聘を行うことができるよう、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社、中部電力ミライズ株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社が保険料の全額を負担しております。その契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補うものです。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」に関する事項

当社は、2021年3月23日開催の第943回取締役会におきまして、「取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針」（以下、(2)において「決定方針」といいます。）を以下のとおり決議しております。なお、決定方針を取締役会へ付議するにあたり、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議の協議を経ております。

【取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針】

1 基本方針（報酬の構成内容・水準、一般的な手続き）

代表取締役および業務執行取締役の報酬は、当該各取締役の、当社グループの業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため、月例報酬、業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）および業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）で構成する。

社外取締役は、独立した立場からの経営の監督機能を期待されていることを踏まえ、その報酬は月例報酬のみとし、会社業績による影響を限定する。

各役位の報酬総額は、当社グループの事業特性を踏まえ、経営目標達成時において、上場他企業役員の総報酬の中位水準となるよう設定する。

取締役の報酬に関する事項は、会長、社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議で協議する。

2 月例報酬に関する方針

月例報酬は固定報酬とし、職責などを勘案のうえ決定する。

なお、会社業績に著しい変化が生ずる場合は、これも勘案する。

3 業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）に関する方針

業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益（燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、本方針において同じ。）を指標とする。

なお、上記指標に加え、会長および社長の業績連動賞与においては、連結当期純利益を、その他取締役の業績連動賞与においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案する。

各取締役の賞与は、事業年度ごとに、これらの結果を踏まえて、その額を決定し、支給する。

4 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）に関する方針

業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる固定ポイントおよび業績に連動するポイントで構成する。

これらのポイントは、事業年度ごとに付与する。ただし、業績に連動するポイントは、3事業年度ごとに、経営目標である連結経常利益の達成度合いを踏まえ確定する（同連結経常利益が目標に達しない場合、当該3事業年度の業績に連動するポイントは「0」となる。）。

取締役に重大な不正・違反行為等が生じた場合、取締役会の決議に基づき、付与済みのポイントの一部または全部を没取できることとする。

本株式報酬は、取締役に対し、株価上昇のインセンティブとしてより効果的に機能するよう、取締役退任後に1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給する。

5 月例報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬の割合に関する方針

代表取締役および業務執行取締役の月例報酬、業績連動賞与および業績連動型株式報酬の報酬全体に占める割合は、上場他企業の平均的な水準を踏まえ、経営目標達成時において、それぞれ6割程度、3割程度および1割程度とする。

6 取締役の個人別の報酬の決定方法

取締役の個人別の報酬（月例報酬、業績連動賞与、業績連動型株式報酬）に関する事項の決定権限は取締役会にあるが、取締役会から授権された社長が、人事会議および指名・報酬等検討会議の協議を経て決定する。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員区分	報酬等の種類	報酬等の限度額	株主総会決議日	決議された株主総会 終結時点の員数
取締役	金銭報酬 (月例報酬および業績連動賞与)	年額9億円 (うち社外取締役分は84百万円)	2018年6月27日	12名 (うち社外取締役2名)
	業績連動型株式報酬	3事業年度ごとに4億円 3事業年度ごとに付与される ポイントの上限に相当する 株式数35万株	2021年6月25日	6名 (社外取締役を除く)
監査役	金銭報酬	月額20百万円	2006年6月28日	7名

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議にもとづき、当社の業務執行を統括し、全体を俯瞰して判断できる代表取締役社長社長執行役員である林欣吾氏が、取締役の個人別の報酬額（月例報酬、業績連動賞与および業績連動型株式報酬）の具体的内容を決定しております。

取締役会は、同氏に委任するにあたっては、人事・報酬に関し協議する会議体として設置した、会長、

社長、その他の代表取締役などで構成する人事会議および社長と独立社外取締役を構成員とする指名・報酬等検討会議において、決定方針の内容を踏まえて十分に協議したうえで決定することを条件にしており、また、同氏が取締役の個人別の報酬額を決定した際には、同氏に取締役会に対し上記手続きを経たうえで決定した旨を報告させていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

[報酬に関する上記会議の当事業年度開催回数]

人事会議	指名・報酬等検討会議
8回	5回

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる員数 (名)
		月例報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役	325	269	39	17	10
監査役	118	118	—	—	5
うち社外役員	82	82	—	—	6

(注) 1 上記の報酬の額には、第97期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬の額が含まれております。

2 上記の業績連動賞与および業績連動型株式報酬の対象となる員数は、5名であります。

3 業績連動賞与は、当社グループの業績向上への適切なインセンティブとして機能するよう、経営目標である連結経常利益（燃料価格の変動が電力販売価格に反映されるまでの期ずれ影響を除いた額をいう。以下、「④」において同じ。）を指標としております。その目標は1,700億円以上（2021年度の経営目標）であり、2021年度の実績は670億円程度であります。なお、賞与の算定にあたっては、連結経常利益に加え、会長および社長においては、連結当期純利益を、その他の取締役においては、各担当部門および各取締役個人の業績などを勘案し、決定しております。

4 業績連動型株式報酬は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けたインセンティブとして機能する仕組みとし、役位に応じて定まる固定ポイントおよび業績に連動するポイントで構成しております。これらのポイントは、事業年度ごとに付与しております。ただし、業績に連動するポイントは、3事業年度ごとに確定することとしており、経営目標である2021年度終了時の連結経常利益が目標である1,700億円に達しなかったことから、当該3事業年度の業績に連動するポイントは、すでに付与済みのポイントも含め「0」となります。

取締役に重大な不正・違反行為などが生じた場合、取締役会の決議にもとづき、付与済みのポイントの一部または全部を没収できることとしております。

本株式報酬は、取締役に対し、株価上昇のインセンティブとしてより効果的に機能するよう、取締役退任後に1ポイント当たり当社普通株式1株に換算して支給します。

上記の業績連動型株式報酬の総額は、2021年度に取締役に付与するポイントに対する費用計上額であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	橋本孝之	当事業年度に開催した16回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した8回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	嶋尾正	当事業年度に開催した16回の取締役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した8回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
	栗原美津枝	当事業年度に開催した16回の取締役会のすべてに出席し、主に投資、ファイナンス、財務分野、企業経営者の見地から発言を行っております。また、上記のほか、当事業年度に開催した8回の指名・報酬等検討会議のすべてに出席するなど、独立した立場から監督を行っております。
社外監査役	瀧口道成	当事業年度に開催した16回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に学識経験者の見地から発言を行っております。
	永富史子	当事業年度に開催した16回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から発言を行っております。
	高田坦史	当事業年度に開催した16回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に企業経営者の見地から発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定により、社外取締役および社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支払額
① 報酬等の額	91
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	305

- (注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 3 当社の重要な子会社のうち、株式会社日本エスコは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意にもとづき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とする方針であります。

6 株主還元に関する考え方

電力の安全・安定的な供給のための設備投資を継続的に進めつつ、成長分野への投資を推進することで、持続的な成長を目指し、企業価値の向上に努めてまいります。

株主還元については、重要な使命と認識し、安定的な配当の継続を基本としながら、利益の成長を踏まえた還元にも努め、連結配当性向30%以上を目指してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	5,234,730	固 定 負 債	2,809,397
電気事業固定資産	2,358,619	社 債	792,760
水 力 発 電 設 備	272,370	長 期 借 入 金	1,397,301
原 子 力 発 電 設 備	146,380	原子力発電所運転終了関連損失引当金	7,956
送 電 設 備	575,629	退職給付に係る負債	139,070
変 電 設 備	445,480	資 産 除 去 債 務	266,183
配 電 設 備	782,777	そ の 他 の 固 定 負 債	206,123
業 務 設 備	114,420	流 動 負 債	1,240,073
その他の電気事業固定資産	21,559	1年以内に期限到来の固定負債	262,077
その他の固定資産	418,349	短 期 借 入 金	269,044
固定資産仮勘定	422,545	コマーシャル・ペーパー	79,000
建設仮勘定及び除却仮勘定	370,324	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	279,243
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	52,220	未 払 税 金	26,353
核 燃 料	194,772	そ の 他 の 流 動 負 債	324,355
装 荷 核 燃 料	40,040	引 当 金	1,990
加工中等核燃料	154,731	湯 水 準 備 引 当 金	1,990
投資その他の資産	1,840,443	負 債 合 計	4,051,461
長 期 投 資	246,297	株 主 資 本	1,891,480
関係会社長期投資	1,391,731	資 本 金	430,777
退職給付に係る資産	17,109	資 本 剰 余 金	70,716
繰 延 税 金 資 産	174,086	利 益 剰 余 金	1,392,720
そ の 他 の 投 資 等	24,982	自 己 株 式	△ 2,734
貸倒引当金（貸方）	△ 13,764	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	125,648
流 動 資 産	940,003	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	47,446
現 金 及 び 預 金	203,207	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	16,556
受取手形、売掛金及び契約資産	344,219	為 替 換 算 調 整 勘 定	62,747
棚 卸 資 産	190,779	退職給付に係る調整累計額	△ 1,102
そ の 他 の 流 動 資 産	204,616	新 株 予 約 権	0
貸倒引当金（貸方）	△ 2,819	非 支 配 株 主 持 分	106,143
		純 資 産 合 計	2,123,272
合 計	6,174,734	合 計	6,174,734

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	2,758,992	営業収益	2,705,162
電気事業営業費用	2,254,983	電気事業営業収益	2,180,931
その他事業営業費用	504,009	その他事業営業収益	524,230
営業損失	(53,830)		
営業外費用	28,078	営業外収益	22,589
支払利息	18,987	受取配当金	2,907
その他の営業外費用	9,091	受取利息	312
		持分法による投資利益	5,444
		インバランス収支還元収益	4,167
当期経常費用合計	2,787,071	その他の営業外収益	9,756
当期経常損失	59,319	当期経常収益合計	2,727,751
渴水準備金引当又は取崩し	△ 20,357		
渴水準備引当金取崩し(貸方)	△ 20,357		
特別損失	5,510		
インバランス収支還元損失	5,510		
税金等調整前当期純損失	44,473		
法人税等	△ 4,322		
法人税等	11,626		
法人税等調整額	△ 15,948		
当期純損失	40,150		
非支配株主に帰属する当期純利益	2,872		
親会社株主に帰属する当期純損失	43,022		

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	4,219,494	固 定 負 債	2,373,929
電気事業固定資産	470,510	社 債	784,360
水力発電設備	276,091	長期借入金	1,206,767
原子力発電設備	148,748	長期未払債務	40
新エネルギー等発電設備	21,049	リース債務	1,339
業務設備	24,614	関係会社長期債務	9,186
貸付設備	6	退職給付引当金	14,932
附帯事業固定資産	401	原子力発電所運転終了関連損失引当金	7,956
事業外固定資産	4,572	資産除去債務	258,281
固定資産仮勘定	312,547	雑固定負債	91,065
建設仮勘定	259,061	流 動 負 債	615,441
除却仮勘定	1,264	1年以内に期限到来の固定負債	148,622
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	52,220	短期借入金	249,592
核 燃 料	194,772	コマーシャル・ペーパー	79,000
装 荷 核 燃 料	40,040	買 掛 金	3,865
加工中等核燃料	154,731	未 払 金	8,485
投資その他の資産	3,236,690	未 払 費 用	35,178
長期投資	174,286	未 払 税 金	7,094
関係会社長期投資	2,924,846	預 り 金	1,723
長期前払費用	9,057	関係会社短期債務	77,720
前払年金費用	4,463	諸 前 受 金	4,109
繰延税金資産	124,067	雑流動負債	49
貸倒引当金(貸方)	△ 31	負 債 合 計	2,989,371
流 動 資 産	306,322	株 主 資 本	1,491,475
現金及び預金	80,246	資 本 金	430,777
売 掛 金	18,483	資 本 剰 余 金	70,689
諸未収入金	33,689	資 本 準 備 金	70,689
貯 蔵 品	3,702	利 益 剰 余 金	992,685
前 払 費 用	562	利 益 準 備 金	93,628
関係会社短期債権	148,573	そ の 他 利 益 剰 余 金	899,057
雑流動資産	21,064	別 途 積 立 金	443,000
		繰越利益剰余金	456,057
		自 己 株 式	△ 2,677
		評価・換算差額等	44,970
		その他有価証券評価差額金	42,025
		繰延ヘッジ損益	2,945
合 計	4,525,817	純 資 産 合 計	1,536,446
		合 計	4,525,817

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	221,332	営業収益	232,513
電気事業営業費用	219,826	電気事業営業収益	230,861
水力発電費	47,720	他社販売電力料	171,364
原子力発電費	83,993	賠償負担金相当収益	4,878
新エネルギー等発電費	9,914	電気事業雑収益	54,617
他社購入電力料	14,227	貸付設備収益	0
貸付設備費	0		
一般管理費	60,486		
接続供給託送料	1,059		
事業業税	2,425		
附帯事業営業費用	1,505	附帯事業営業収益	1,651
海外エネルギー事業営業費用	962	海外エネルギー事業営業収益	1,150
地域サービス事業営業費用	542	地域サービス事業営業収益	501
営業利益	(11,180)		
営業外費用	16,664	営業外収益	91,567
財務費用	15,028	財務収益	88,886
支払利息	14,553	受取配当金	79,432
社債発行費	475	受取利息	9,454
事業外費用	1,635	事業外収益	2,680
固定資産売却損	51	固定資産売却益	267
雑損失	1,583	雑収益	2,413
当期経常費用合計	237,996	当期経常収益合計	324,080
当期経常利益	86,083		
税引前当期純利益	86,083		
法人税等	3,416		
法人税等	△ 762		
法人税等調整額	4,178		
当期純利益	82,666		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

中部電力株式会社
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本千佳
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田国良
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村井達久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中部電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

中部電力株式会社
取締役会御中

有限責任あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本千佳
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田国良
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村井達久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部電力株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるか

どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店・支社およびその他の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告記載の電力およびガスの供給等に関して独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けた件につきましては、引き続き今後の推移および当社の対応を注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

中部電力株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	片岡明典	Ⓔ
監査役（常勤）	寺田修一	Ⓔ
社外監査役	濱口道成	Ⓔ
社外監査役	永富史子	Ⓔ
社外監査役	高田坦史	Ⓔ

以上

来年から株主総会資料の提供方法が大きく変わります。

第2号議案のとおり、来年の株主総会から株主総会資料の電子提供制度が導入されます。

6月下旬に発信する株主通信『ちゅうでん』の中で、新たな制度のポイントを説明いたしますので、ぜひお読みください。

今後來年の制度導入に向け、株主通信やホームページを通じて制度の変更点や必要となる手続きなどをタイムリーにご案内してまいります。

株主総会会場ご案内

場 所

名古屋市東区東桜二丁目6番30号
ひがしざくら
東桜会館

交 通

- A** 地下鉄 東山線『**新栄町駅**』下車
1番出口から徒歩約5分
- B** 地下鉄 桜通線『**高岳駅**』下車
3番出口から徒歩約5分



粗品のご用意はありません。



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。